

第24回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年5月30日(木)
- 2 開催時間 午前10時32分開会 午前10時59分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 25番 飯田 祐一
- 6 議事録署名委員
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰
 - 農地係長 佐々木 正人
 - 農地係主任補 本間 大慎
 - 農地課長 高間 裕一
 - 農地係主任 清水 裕貴

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議 長	ただいまより、第24回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議 長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号25番 飯田会長職代理者につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること
	をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が4件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議 長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、23番 山本委員、24番 森委員を指名いたします
	ので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を
	送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第2号にて、
	一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	4月分の調査結果について、工藤調査委員長より報告をお願いします。
工藤調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番2から附番4の
	3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、4月分の報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。
	次に、5月分の調査結果について、鹿内調査委員長より報告をお願いします。
鹿内調査委員長	10日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明 附番5、附番6の
	2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	次に、2 農地法第5条の転用に係る完了の確認 附番1の1件について
	現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

議	長	続いて、3 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番1の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。 以上で、5月分の報告を終わります。 ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番3の1件の合意解約について朗読・説明) 以上附番3の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番6、7の贈与による所有権移転2件、附番8の売買による所有権移転1件、附番9の賃貸借1件、について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番6から9の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番9について、吉田宏一委員よりお願いいたします。
吉田(宏)委員		附番9について意見を申し上げます。借主は近隣村で営農を行っている農地所有適格法人です。これまでも申請農地を賃借し耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題ないものと考えます。意見は以上です。

議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第3号、附番1及び2の砂利採取に係る一時転用2件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番1について、尾関委員よりお願いいたします。
尾 関 委 員		それでは意見を申し上げます。附番1です。事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。
議	長	ありがとうございました。 次に附番2について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒 玉 委 員		それでは意見申し上げます。附番2です。事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。 以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
		(議案第4号、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番8から12の5件について調査書に基づき朗読・説明)
事務局(清水主任)		(同、2. 公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)の附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明)
		以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長		それでは審議に入ります。
		事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。